

《令和6年4月1日》
令和5年10月改定

保育所入所のでびき

(令和6年度)



毛呂山町マスコット「もろ丸くん」

※入所(園)希望の方は必ずお読みください。
申込みは本てびきの内容にご理解、ご同意頂いているものと判断させていただきます。

毛呂山町役場 子ども課 保育係
〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央 2-1
TEL 049-295-2112(内線 141・142)

も く じ

1. 保育の認定と施設について	1
2. 入所申込みについて	2
3. 入所に必要な事由（入所要件）	3
4. 入所申込み時に必要な提出書類	4
5. 入所決定後の留意事項	5
6. 保育料について	8
7. 給食費について	10
8. ファミリー・サポート・センターの活動について	11
9. 園紹介	12

まず始めに必ずお読みください

施設見学について

毛呂山町では入所申込みに先立ちまして、事前の施設見学をお願いしております。

必ず、ご希望される園に直接ご連絡をして頂き、詳細のご確認を行ってください。

保育施設とは

保育所は保護者の労働や病気等のために、日中家庭において保育することができない児童を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

したがって、小学校入学前の幼児教育のため、あるいは、集団生活に慣れさせるためといった理由では入所の対象とはならず、また、申込みばどなたでも入所できるものではありません。

入所前に本てびきを必ずお読みになり、保育所及び保育手続きについてご理解のうえ、同意書に署名しお申込みください。

1. 保育の認定と施設について

施設の利用を希望する場合、認定を受ける必要があります。次の3つの区分に応じて、施設(新制度幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育所)の利用先が決まります。認定手続きは、保育施設等の申込みと同時に行います。月途中で誕生日を迎えた児童で、区分が3号から2号へ変更になる場合は、年度途中で変更通知書を送付します。(年度途中で誕生日を迎えても、保育料の算定年齢に変更はありません。)

★★3つの認定区分と保育の必要量★★

認定区分 児童年齢	保育の必要性	保育の必要量	利用先	町内施設
1号 (満3～5歳)	幼稚園等での教育を希望する場合	教育標準時間	認定こども園 (幼稚園部分)	ときわぎこども園(3歳～) 毛呂山愛仕幼稚園
2号 (3～5歳)	入所要件(P3参照)に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育標準時間	保育所 認定こども園 (保育園部分)	旭台保育園 ゆずの里保育園 あけぼの幼児園 毛呂山みどり保育園 ときわぎこども園 毛呂山愛仕幼稚園
		保育短時間		ときわぎこども園 毛呂山愛仕幼稚園
3号 (0～2歳)		保育標準時間	保育所 認定こども園 (保育園部分)	2号該当施設(愛仕除く) ながせ保育園 こひつじ愛児園 ※満3歳に到達した園児は 翌月から卒園するまでの間 2号認定となります。
	保育短時間	地域型保育		

※標準時間や短時間の開所時間は園により異なります。

- ・ 保育標準時間 …… 11時間 (フルタイム就労を想定した利用時間)
- ・ 保育短時間 …… 8時間 (パートタイム就労を想定した利用時間)

【例外施設】

★新制度への未移行幼稚園について★

施設等利用給付認定といった、上記以外の例外の施設もあります。町内ではながせ幼稚園のみです

認定区分	保育の必要性	利用時間	利用先	町内施設
1号 (満3～5歳)	幼稚園等での教育を希望する場合	教育時間	新制度への未移行 幼稚園	ながせ幼稚園
2号 (3～5歳)	入所要件(P3参照)に該当し、保育を希望する場合	教育時間+預かり保育(教育時間の前後)		

2. 入所申込みについて

・新年度入所について

令和6年度4月入所申込期間は令和5年10月16日(月)～令和5年11月17日(金)までです。
広報もろやま10月号と町のホームページでもお知らせしています。

・途中入所について

4月の新規入所後に、各施設に空きがある場合に入所が可能です。
※施設によっては4月で満所となり途中入所できない場合があります。
※毛呂山町では原則11月入所までとなっております。

★令和6年度途中入所申込期間★

入所希望月 (毎月1日から)	受付期間: 前々月6日から前月5日まで ※土、日、祝祭日の場合は前開庁日まで
5月	令和6年3月6日(水)～令和6年4月5日(金)
6月	令和6年4月8日(月)～令和6年5月2日(木)
7月	令和6年5月7日(火)～令和6年6月5日(水)
8月	令和6年6月6日(木)～令和6年7月5日(金)
9月	令和6年7月8日(月)～令和6年8月5日(月)
10月	令和6年8月6日(火)～令和6年9月5日(木)
11月	令和6年9月6日(金)～令和6年10月4日(金)

★提出場所★

新年度・途中入所共に、保育施設を希望する場合は、子ども課保育係で申込みしてください。
※1号認定(幼稚園教育)を希望する場合は、直接施設に申込みしてください。

★★注意事項★★

- ・ 入所を希望する児童に発達の違いや心身等に障害のある場合は必ず早めにご相談ください。
- ・ 入所を希望する施設に、事前見学をお願いしております。
- ・ 各保育施設では、入所の可否についてはお答えできません。
- ・ 毛呂山町以外に住所のある方で、毛呂山町内の保育施設に入所を希望する場合は、住所のある市町村で申込みしてください。
- ・ 毛呂山町に住所のある方が、町外の保育施設を希望する場合は、申込みは毛呂山町になります。市町村によっては締切日や必要書類等が異なりますので、あらかじめ希望する施設がある市町村にご確認のうえ、早めの申込みをお願いします。

★★よくある質問★★

- Q. 現在他市区町村に住んでいますが、毛呂山町に新居を建設中です。申込みは可能ですか？
- A. 入所希望月の前月末までに転入する場合は申込み可能です。書類の提出先は現在お住まいの市区町村となります。4月入所をご希望の場合、3月末までに転入する事を条件に、毛呂山町役場子ども課保育係に申込みしてください。

3. 入所に必要な事由（入所要件）

入所申込みができるのは、毛呂山町在住の児童または保護者の勤務地が毛呂山町にあり、父母ともに（ひとり親の場合は父母いずれか）①～⑧の入所要件に該当する方で、児童が日々保育が必要な状態となる児童です。ただし、同居の親族その他の方が児童の保育をすることができると認められる場合は、利用の優先度が調整される場合があります。

①就労……………家庭外で労働に従事している場合（自営を含む）

（最低基準：1ヶ月 64 時間以上の労働を常態としていること）

※実績の確認を年に1回程度行っております。P6現況調査参照

※育休復帰により入所申込をする場合は就労扱いとなります。ただし、入所翌月15日までに復帰することが条件となり、入所後復職証明書が必要となります。復帰の証明ができない場合は、原則として入所翌月末で退所となります。

②妊娠・出産……………妊娠中又は出産後間がない場合

入所開始月が予定日から見て産前8週～出産後8週の属する月。

※入所決定後妊娠が判明した場合でも、属する月が入所月となった場合は妊娠・出産となります。必ず一度退所となりますので、別の要件で入所継続が必要な方は、改めて申込みが必要です。

③疾病・障害……………保護者が疾病、負傷、知的障害、精神障害又は身体障害がある場合

④介護・看護……………親族の介護・看護をする場合

⑤災害復旧……………震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている場合

⑥求職活動……………入所後働く予定の方（起業準備を含む）

※入所から3ヶ月以内に就労先を決定していただき、就労証明書の提出が必要となります。期間内に就労できない場合は当月末で退所となります。

⑦就学……………保護者が就学をする場合（職業訓練校等による職業訓練を含む）

⑧その他……………虐待・DV等児童虐待（おそれがある場合を含む）や、配偶者からの暴力が行われている場合。また、上記に類すると認められる場合

※上記に該当している場合でも定員に余裕がないときは、入所できません。保育園に欠員がでるまで入所申込みが毎月必要となります。

★★よくある質問★★

Q. これから働く先を探そうと思っておりますが、申込みできますか？

A. 入所要件⑥の求職活動が該当となりますので、誓約書を申込み時に添付してください。ただし、入所後3ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。誓約書をご理解のうえお申込みください。

Q. パートと正規雇用で優先順位の差はありますか？

A. 雇用形態によって、優先順位に影響はありません。保育の必要性を個々に判断させていただきます。入所申込先施設の定員によっては、保育の必要性に応じて優先順位を決めさせていただく事がありますので、ご了承ください。

4. 入所申込み時に必要な提出書類

- ①教育・保育給付認定申請書兼入園申込書
- ②児童の状況
- ③兄弟姉妹関係調書／家庭の状況
- ④同意書
- ⑤保育が必要なことの証明書

事由	必要な証明	備考
就労	就労証明書	勤務先の証明を受けたもの
妊娠・出産 (産前8週産後8週)	理由書・母子手帳の写し	表紙及び出産予定日が確認できる部分の写し
疾病・障害	理由書・診断書又は各種手帳の写し又は 介護保険被保険者証の写し	
介護・看護	理由書・診断書又は各種手帳の写し又は 介護保険被保険者証の写し	
災害復旧	り災証明書	
求職活動	誓約書	入所後3ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。
就学	理由書・在学証明書又は学生証の写し・カリキュラム(授業時間の分かるもの)の写し	
その他(虐待・DV等)	役場子ども課にご確認ください。	

★★注意事項★★

- ・ 書類提出の際に、窓口でマイナンバーカード及び本人確認できる書類(運転免許証、パスポート等写真付身分証明は1点。健康保険証、預金通帳等写真なしの身分証明は2点以上)の提示をお願いします。
- ・ 書類に不備があった場合、受付できない場合があります。
- ・ 証明書の内容確認のため、勤務先等に連絡させていただく場合があります。
- ・ 保護者から提出された申込書等をもとに入所選考を行い、保育が必要な状態が高い児童から入所決定となります。定員等により入所できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

★★よくある質問★★

Q. 申込期限までに書類が揃わないのですが、入所申込みは受けてもらえますか？

A. まず、保護者の方が記載可能である書類については、必ず期限内に揃えて提出してください。診断書等、通院が必要な場合は申込期限に間に合うように確認をしてください。

就労証明書等、会社から取り寄せる際に時間が掛かる場合には、いつまでに提出できるか詳細を確認してください。入所選考において、保育が必要な状態が低いとみなされることや、申込み自体を取り下げていただく可能性がございます。

5. 入所決定後の留意事項

(1) 園との面談について

入所が決定した後で必ず園と面談が行われます。預かり保育の期間や持ち物など、入所に係る事項は面談時に説明がありますので、**入所決定通知が役場から届いたら、必ず園に連絡をしてください。面談がなく園に突然通うことはできません。**

(2) 慣らし保育

各保育施設では、児童の負担軽減及び適応等を目的として、**通常の保育よりも早い時刻のお迎えをお願いする「慣らし保育」を実施しています。余裕を持って就労できるよう調整されることをお勧めします。**育児休業からの職場復帰を理由に途中入所を希望される場合、慣らし保育期間を考慮し、入所月の翌月半ばまでに復帰する条件で入所決定をしています。

また、慣らし保育の期間については児童の様子や施設により異なりますので、事前に各園へご確認ください。

(3) 基本的な預かりの考え方について

就労時間等の入所要件によって必要な時間のみのお預かりとなっております。シフト等の都合により就労がない日など、保育が必要と認められない日については各園と相談をお願いします。

土曜保育につきましても、入所要件によって必要な時間のみのお預かりとなります。

(4) 認定や世帯の状況に変更があった場合

入所が決定した後で、認定や世帯の状況に変更があった場合は必ず届出をしてください。(P7参照)
※適応されるのは翌月1日からとなります。退所に関しては当月末に適応となります。

入所決定した後に町外へ転出した場合は、速やかに子ども課保育係にご連絡ください。

転出先市区町村で改めて入所の手続きが必要となりますのでご注意ください。

あくまでも、毛呂山町在住のお子様を対象として認定をしております。**転出したことが判明した時点で自動的に入所の資格が喪失します。**

(5) 延長保育(時間外保育)

勤務時間・通勤時間等で保育時間の延長が必要な方に限り、時間外保育を実施しています。延長保育(時間外保育)を利用される場合は、各保育所に申請して承認を得てください。保育所での延長保育を利用される場合は別途延長保育料が必要となります。利用料につきましては、各保育所にお問い合わせください。

(6) 現況調査

保育を必要とする状況の確認をするため、年に1回程度一斉に調査を行い、現況届及び就労証明書や診断書等を提出していただきます。一斉調査以外にも書類を提出していただく場合があります。

(再就職、勤務先の変更等)

保育が必要な事由を「就労」としている方は、理由なく最低基準である64時間以上の労働を常態としていない場合、発覚した当月末で退所となりますので、ご注意ください。また、書類の未提出や保育料の未払いが続いた場合、入所継続についてご相談させていただく場合もあります。

(7) ★★育児休業中の継続利用★★

在園児は保育が必要な状態では無くなります。

- ・ 育児休業制度のある労働者で、産後休業期間(産後8週)後より、1年6ヶ月以内に職場に復帰する場合、継続入所の取扱いが可能です。
- ・ 育児休業制度のないパートタイマー等の労働者で、産後休業期間後1年以内で出産前と同一事業主の職場に復帰することが確実な場合、労働契約書(会社からの証明)の提出により継続入所の取扱いが可能です。ただし、これらの期間等を超えて育児休業を取得する場合は、継続入所できません。

★育児休業継続利用が適用される方とは、上記に加え①・②いずれも該当する方です★

①入所後1ヶ月半以上就労状態が継続しており、3ヶ月以上の就労実績が確認できる方

※入所期間に産前6週が属する月は含みません。(労働基準法第65条より、産前休業申請可能)

※別途就労証明書や在籍証明を提出していただきます。

※夫婦ともに育児休業を取得している場合は、在園児の家庭保育が困難な理由が必要です。

②「出産予定報告及び誓約書」と母子手帳の表面及び出産予定日の記載されたページの写しを提出した方

★★よくある質問★★

Q. 現在就労を理由に4月入所の申込み中ですが、妊娠が判明し出産予定日の産前8週が4月か5月にあたりそうです。入所後の継続入所できますか？

A. まず、「出産予定報告及び誓約書」を、子ども課窓口へ提出してください。母子手帳に記載された出産予定日を基準に、産前8週が何月にあたるのか(属するの)かを順に見ていきます。

・4月に8週前があたる方は、4月の入所要件(認定理由)が就労ではなく妊娠・出産になります。そのため、そもそも就労での認定ではないため、産後8週が属する月以降の継続入所は認められません。

・5月に8週前があたる方は、4月は就労として認定理由が認められます。5月から入所の認定理由の変更があるのか判断をします。5月15日までが産前6週にあたる方は、5月は妊娠・出産に変更となります。産後8週が属する月までが入所期間となり、それ以降の継続入所は認められません。

・5月16日以降が産前6週前に当たる方は、就労実績の確認を行ったうえで判断となりますので、必要書類を子ども課保育係へ提出してください。

各種手続きの必要書類について

	変更前	変更後	必要書類	提出期限
時間変更	標準時間	短時間	= ①申請書	
	短時間	標準時間	= ①申請書 ②就労証明書	
認定変更	○○○	求職	= ③誓約書	
	○○○	就労	= ②就労証明書	
	就労 or 求職	疾病、看護・介護、産前産後、 就学、災害復旧、その他	= ④理由書	
	ひとり親世帯	ひとり親世帯	= ①申請書 ⑥記載事項変更届 ※婚姻の場合、新しい保護者の ②～⑤の該当する書類	
就労先変更	就労先変更		= ②就労証明書	前月末までに 役場へ提出
引越	町内	町内	= ⑥記載事項変更届	
	町内	町外	= ⑦退所届	
その他 世帯内容変更	世帯合併	世帯分離	= ⑥記載事項変更届	
	单身赴任となる場合		= ⑥記載事項変更届	
妊娠・出産	妊娠が判明した場合		= ⑤出産報告 ⑧労働契約書(育児制度 がない職場の場合)	なるべく早く 役場へ提出
退所	退所する場合		= ⑦退所届	当月末までに 役場へ提出

6. 保育料について

★保育料:対象年齢該当年度4月1日現在で0～2歳★

- ・ 保育料は、世帯の住民税の所得割課税額を基礎とし、当該年度4月1日現在の児童の年齢により決定します。(年度の途中で満3歳になっても、保育料はかかります。※満3歳にて、2号から1号の認定となった場合は翌月分から保育料はかかりません。)

★保育料算定について★

- ・ 保育料の決定については、税額控除(寄附金控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金等特別税額控除等)を受ける前の税額を適用します。
- ・ 毎月1日現在、保育園等に在園している場合は、利用日数にかかわらず当該月分の保育料がかかります。保育料は原則日割り計算はできません。
- ・ 退所される場合は、必ず退所の手続きをしてください。毛呂山町在住のお子様として、施設に在籍が認められる限り、その月分まで納めていただきます。
- ・ **保育料の決定時期は4月と9月の年2回です。**

【算定方法】

該当月	算定基準
令和6年4月から令和6年8月	令和5年度(令和4年分所得)の住民税で算定
令和6年9月から令和7年3月	令和6年度(令和5年分所得)の住民税で算定

※住民税は父母合算により算定されますが、祖父母等と同居している場合は、祖父母等の住民税を合算する場合があります。

※多子世帯・ひとり親世帯等に対して一定要件の下、保育料の負担が軽減されます。

- ・ **確定申告期間に申告されなかった場合、保育料算定を行うことができません。その際には最高額の保育料を請求させていただく場合もあります。**※「毛呂山町保育料徴収金額表」参照※
- ・ 公立・私立に保育料の差はありません。

★口座振替について★

預金口座振替依頼書・・・毎月の保育料は口座振替でお支払いいただきます。**指定金融機関窓口にて口座振替の手続きをしてください。**

※認定こども園、小規模保育施設ご利用の場合は施設に支払いとなります。

※管外公立保育所は所在市区町村に支払いとなります。

下記指定以外の支店口座をお持ちの方で口座振替をご希望の場合は、各銀行へご相談してください。

・埼玉りそな銀行 越生毛呂山支店	・埼玉縣信用金庫 毛呂山支店	
・東和銀行 長瀬支店	・飯能信用金庫 毛呂山支店	・いるま野農協 毛呂山支店

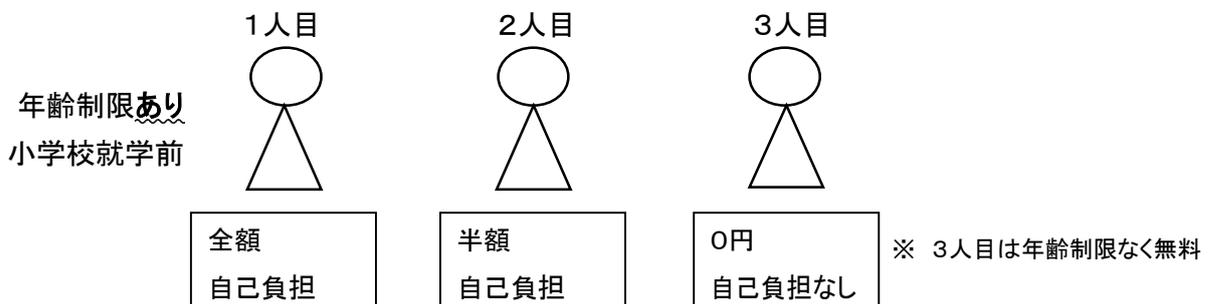
- ・ 保育料は毎月27日に指定口座から振替により納めていただきます。**12月分の保育料は25日が振替日になります。**振替日が土日祝日の場合は、翌営業日になります。
- ・ 事前に口座残高の確認をお願いします。口座振替ができなかった場合、後日納付書を送付いたしますので、指定場所にて保育料を速やかに納めください。
- ・ 口座振替においては、領収書の発行を省略させていただいております。ご指定の預金通帳に記帳のうえ、ご確認ください。

★★注意事項★★

- ・ 保育料は、児童を保育するための必要な経費の一部になります。納期限は必ず守ってください。正当な理由なく保育料を滞納しますと、税法上の滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 滞納がある場合、児童手当を窓口払いにさせていただく場合があります。
- ・ 保育料とは別に、施設により制服代や教材費等の実費負担が必要な場合がありますので、事前に施設にご確認ください。

★★保育料の多子軽減について★★

小学校就学前の範囲において、兄弟姉妹で保育園等を同時に利用する多子世帯の場合、保育料の軽減が受けられます。

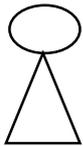


★年齢制限なし軽減措置の例★

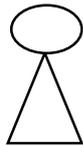
【例1】

所得割 57,700 円未満の場合

年齢制限なし



1人目全額



2人目半額



3人目0円

※非課税世帯は、2子以降無料

【例2】

所得割 77,101 円未満のひとり親世帯等

年齢制限なし



1人目半額



2人目以降0円

7. 給食費について

★対象年齢:該当年度4月1日現在で3～5歳★

- ・ 主食費(ごはん・パン等)および副食費(おかず・おやつ)がかかります。
- ・ 支払い方法については、利用している園に直接お支払いください。
- ・ **副食費免除の決定時期は4月と9月の年2回です。**

【算定方法】

該当月	算定基準
令和6年4月から令和6年8月	令和5年度(令和4年分所得)の住民税で算定
令和6年9月から令和7年3月	令和6年度(令和5年分所得)の住民税で算定

※住民税は父母合算により算定されますが、ひとり親世帯等で祖父母等と同居している場合は、祖父母等の住民税を合算する場合があります。

※多子世帯・ひとり親世帯等に対して一定要件の下、副食費の負担が軽減されます。

★上記算定方法により、次のいずれかに該当する場合、副食費のみが免除されます。

- ・ 年収360万円未満相当の世帯
- ・ 同一世帯※に兄弟姉妹が複数いる場合、第3子以降の児童
- ・ 主食費についての免除はありません。

★★保育料・副食費共通注意事項★★

- ・ 算定基準年の1月1日現在、毛呂山町に住民登録がない方につきましては、原則マイナンバーを活用した情報連携を行い市区町村民税を確認しておりますが、入所申込〆切日までに毛呂山町に住民登録がない方や単身赴任の方については、必要に応じて住民税が確認できる証明書(課税・非課税証明書)を提出していただく場合があります。
- ・ 毛呂山町では、同一世帯※に兄弟姉妹が複数いる場合、年齢制限なく3人目以降のお子さんの保育料を無料としています。そのため兄弟姉妹の確認をするために、「兄弟姉妹関係調書」を提出していただいております。
- ・ 「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯及び、同一世帯※の中に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けた者や、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる世帯をいいます。
- ・ 保護者の死亡・離婚・再婚等により保護者(扶養義務者)に変更があった場合や、修正申告等により所得割課税額が変更になった場合は、必ず子ども課保育係までお知らせください。(P7参照)保育料・副食費の変更は届出の翌月以降になります。

※ 同一世帯とは、生計を共にしている住民票上の世帯をいいます。ただし、就学や療養等で別居している場合でも、生活費・学資金・療養費等の送金が定期的に行われている場合には「生計を共にしている」とみなします。

8.ファミリー・サポート・センターの活動について

お子さんの預かり等を希望する者（利用会員）と、お子さんのお預かり等を行う者（サポート会員）が会員となって、双方の合意のもと子育てのお手伝いを行う活動です。

センターは会員同士の活動が安全かつ円滑に行えるように、間に立って会員のご紹介や、依頼の調整等を行います。

依頼の内容によってサポートまでの流れや保育料金が変わってきます。まずはセンターへご相談ください。



TEL 048-297-2903

受付時間：7:00～20:00
土日祝日もつながります。
(休み 12/29～1/3)

★ご利用には登録が必要です。

登録は下記ホームページからできます。
詳細をご覧ください。

<https://moroyama.mamagoto.com/>

●サポートの対象となるお子さん

・0歳から原則小学6年生まで

●預かり場所

・利用会員・サポート会員宅・子育て広場 等



●利用までに時間的余裕がある時、定期的に利用したい時は

ファミリーサポート事業

事前に顔合わせをしたサポート会員が担当となって、利用の日の予定をセンターが調整していきます。【例えば】



(利用会員)

(サポート会員)

- ・子どもの習い事の送迎
- ・保育園や学童などへの朝夕の送迎
- ・出産後の育児のお手伝いをしてほしい。
- ・子どもを預けて出かける予定がある
- ・一緒に育児の手伝いをしてほしい。
- ・上の子の行事に下の子を連れていけない。
- ・夕方の忙しい数時間だけ、子どもの相手をしてほしい
- ・月末仕事が忙しくて残業が多い
- ・テレワークの間、ちょっと子どもを見てほしい 等

★保育料金（謝礼金）子ども1人あたり

・7時～19時・・・1時間700円・左記以外の時間・1時間900円

●すぐに利用したい、子どもをお泊りで預けたい時等は

事前に顔合わせをせず、その時々で対応できるサポート会員をご紹介します。

(例えば)

- ・子どもが病気。でも仕事を休めないとき。
- ・体調が悪くて子どもの世話が辛いとき。
- ・保育園や学校からの急な呼び出しで迎えに行けないとき。
- ・急な用事で出かけなければならないとき。
- ・夜勤などで子どもを預ける場所がないとき 等

★保育料金（謝礼金）子ども1人あたり

・7時～19時・・・1時間900円・左記以外の時間・1時間1,100円
・宿泊 一泊（18時～翌朝9時） 10,000円

※病児の預かりは受診後の預かりになります。

※病児の宿泊は行っていません。

